

鳥取県公報

本書ノ大キサハ既定規格A五ヲ

昭和二十六年十二月二十四日
外 月 曜日
号

◇ 條 目 次

議会の議決すべき事件を指定する條例の一部改正
昭和二十六年度における年末手当の支給に
関する條例
職員給与に関する條例の一部改正

14

條 例

議会の議決すべき事件を指定する條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇ 鳥取県條例第六十一号

議会の議決すべき事件を指定する條例の一部を改正する條例

第二号の次に次の一号を加える。

三 次のものの給与（法令に定めのある場合を除く。）
に關すること。

- (一) 県議會議員
- (二) 常勤の人事委員会の委員

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月十五日から適用する。

昭和二十六年度における年末手当の支給に関する條例をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

00576

◇鳥取縣條例第六十二号

昭和二十六年度における年末手当の支給に関する條例
(年末手当の支給)

第一條 県議會議員、常勤の特別職の職員、教育長、鳥取県職員定数條例(昭和二十四年八月鳥取県條例第五十三号)の適用をうける職員並びに公立学校の校長、教員及び事務職員であつて、昭和二十六年十二月十五日に在職するものに対しては、年末手当を支給する。

(年末手当の額)

第二條 年末手当の額は、職員の給与月額に、その者の昭和二十六年における在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一、在職期間が六月以上の場合 百分の八十

二、在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の四十八

三、在職期間が三月未満の場合 百分の二十四

2 前項の給与月額は、その者が昭和二十六年十二月十五日現在において受けるべき左の各号に掲げる額とす

る。

一 県議會議員については、報酬の月額
二 常勤の特別職の職員及び教育長については、給料の月額

三 前二号に掲げる者以外の者については、給料又は俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額

(年末手当の支給細目)

第三條 前條第二項に規定するものの外、年末手当の支給に關し必要な細目は、知事が定める。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行する。

2 年末手当は、この條例施行の日から五日以内に支給する。

職員の給与に関する條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

00577

◇鳥取縣條例第六十三号

職員の給与に関する條例の一部を改正する條例

第四條第三項中「三百円」を「四百円」に、「六百円」を「千円」に改める。

第六條第一項に次の但書を加える。

但し、退職した職員が即日職員になつたときは、その日の翌日から給料を支給する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行する。但し、第六條第一項の改正規定以外の規定は、昭和二十六年十月一日から適用する。

2 職員の昭和二十六年十月一日(以下「切替日」という。)における職務の級は、改正前の職員の給与に關する條例(以下「改正前の條例」という。)の適用により切替日においてその者が属していた職務の級とし、その者の切替日における号給は、改正前の條例の適用により切替日においてその者が受けていた給料月額に對應するこの條例の附則別表に掲げる新給料月額に對應する改正後の條例の別表第一に定める号給とする。

3 職員の昭和二十六年十月二日以後この條例施行の際までの期間内の日における職務の級は、改正前の條例の適用により当該期間内の日においてその者が属していた職務の級とし、その者のこの條例施行の際までの期間内の日における号給は、改正前の條例の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた給料月額に對應する

るこの條例の附則別表に掲げる新給料月額に對應する改正後の條例の別表第一に定める号給とする。

4 前二項の規定により求められた職員の給料月額が、その者の属する職務の級における給料の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の給料月額とする。

5 切替日以後この條例施行の際までの期間内において改正前の條例の規定に基きされた職員の給料に關する決定は、改正後の條例の相当規定に基いてされたものとみなす。

6 この條例施行前改正前の條例に基きすでに職員に支給された切替日以後この條例施行の際までの期間に係る給与は、改正後の條例の規定による給与の内払とみなす。

附則別表

給料の新旧対照表

号	改正前の條例		改正後の條例	
	適用の切替日以後の期間の間の日において受けていた月額	新給料月額	適用の切替日以後の期間の間の日において受けていた月額	新給料月額
1	三,000	三,600	四,000	四,600
2	三,000	三,600	四,000	四,600
3	三,000	三,600	四,000	四,600
4	三,000	三,600	四,000	四,600
5	三,000	三,600	四,000	四,600
6	三,000	三,600	四,000	四,600
7	三,000	三,600	四,000	四,600
8	三,000	三,600	四,000	四,600
9	三,000	三,600	四,000	四,600
10	三,000	三,600	四,000	四,600
11	三,000	三,600	四,000	四,600
12	三,000	三,600	四,000	四,600
13	三,000	三,600	四,000	四,600
14	三,000	三,600	四,000	四,600
15	三,000	三,600	四,000	四,600
16	三,000	三,600	四,000	四,600
17	三,000	三,600	四,000	四,600
18	三,000	三,600	四,000	四,600
19	三,000	三,600	四,000	四,600
20	三,000	三,600	四,000	四,600
21	三,000	三,600	四,000	四,600
22	三,000	三,600	四,000	四,600
23	三,000	三,600	四,000	四,600
24	三,000	三,600	四,000	四,600
25	三,000	三,600	四,000	四,600
26	三,000	三,600	四,000	四,600
27	三,000	三,600	四,000	四,600
28	三,000	三,600	四,000	四,600
29	三,000	三,600	四,000	四,600
30	三,000	三,600	四,000	四,600
31	三,000	三,600	四,000	四,600
32	三,000	三,600	四,000	四,600
33	三,000	三,600	四,000	四,600
34	三,000	三,600	四,000	四,600
35	三,000	三,600	四,000	四,600
36	三,000	三,600	四,000	四,600
37	三,000	三,600	四,000	四,600
38	三,000	三,600	四,000	四,600
39	三,000	三,600	四,000	四,600
40	三,000	三,600	四,000	四,600
41	三,000	三,600	四,000	四,600
42	三,000	三,600	四,000	四,600
43	三,000	三,600	四,000	四,600
44	三,000	三,600	四,000	四,600
45	三,000	三,600	四,000	四,600
46	三,000	三,600	四,000	四,600
47	三,000	三,600	四,000	四,600
48	三,000	三,600	四,000	四,600
49	三,000	三,600	四,000	四,600
50	三,000	三,600	四,000	四,600
51	三,000	三,600	四,000	四,600
52	三,000	三,600	四,000	四,600
53	三,000	三,600	四,000	四,600
54	三,000	三,600	四,000	四,600
55	三,000	三,600	四,000	四,600
56	三,000	三,600	四,000	四,600
57	三,000	三,600	四,000	四,600
58	三,000	三,600	四,000	四,600
59	三,000	三,600	四,000	四,600
60	三,000	三,600	四,000	四,600
61	三,000	三,600	四,000	四,600
62	三,000	三,600	四,000	四,600
63	三,000	三,600	四,000	四,600
64	三,000	三,600	四,000	四,600
65	三,000	三,600	四,000	四,600
66	三,000	三,600	四,000	四,600
67	三,000	三,600	四,000	四,600
68	三,000	三,600	四,000	四,600
69	三,000	三,600	四,000	四,600
70	三,000	三,600	四,000	四,600
71	三,000	三,600	四,000	四,600
72	三,000	三,600	四,000	四,600
73	三,000	三,600	四,000	四,600
74	三,000	三,600	四,000	四,600
75	三,000	三,600	四,000	四,600
76	三,000	三,600	四,000	四,600
77	三,000	三,600	四,000	四,600
78	三,000	三,600	四,000	四,600
79	三,000	三,600	四,000	四,600
80	三,000	三,600	四,000	四,600
81	三,000	三,600	四,000	四,600
82	三,000	三,600	四,000	四,600
83	三,000	三,600	四,000	四,600
84	三,000	三,600	四,000	四,600
85	三,000	三,600	四,000	四,600
86	三,000	三,600	四,000	四,600
87	三,000	三,600	四,000	四,600
88	三,000	三,600	四,000	四,600
89	三,000	三,600	四,000	四,600
90	三,000	三,600	四,000	四,600
91	三,000	三,600	四,000	四,600
92	三,000	三,600	四,000	四,600
93	三,000	三,600	四,000	四,600
94	三,000	三,600	四,000	四,600
95	三,000	三,600	四,000	四,600
96	三,000	三,600	四,000	四,600
97	三,000	三,600	四,000	四,600
98	三,000	三,600	四,000	四,600
99	三,000	三,600	四,000	四,600
100	三,000	三,600	四,000	四,600

一七	一六	一五	一四	一三	一二
四,〇七〇	四,〇〇〇	四,〇四〇	四,〇〇〇	四,〇一〇	四,〇〇〇
五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇
八,一〇〇	七,八〇〇	七,五〇〇	七,三〇〇	七,一〇〇	六,九〇〇
九,〇〇〇	九,三〇〇	八,九〇〇	八,六〇〇	八,三〇〇	八,〇〇〇
一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
一一,〇〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇	一一,〇〇〇
一二,〇〇〇	一二,〇〇〇	一二,〇〇〇	一二,〇〇〇	一二,〇〇〇	一二,〇〇〇
一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇
一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇
一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇
一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇
一七,〇〇〇	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇

昭和二十六年十二月二十四日印刷
 昭和二十六年十二月二十四日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五
 第三種郵便物認可)

發行所

鳥取縣鳥取市東町
 鳥取縣鳥取市東町
 鳥取縣鳥取市東町

印刷所